新　潟　市　景　観　計　画

平成１９年４月

（平成２８年１月変更）
（令和２年１１月変更）
（令和６年４月変更）
（令和８年１０月変更）

新　潟　市

景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）第８条第１項の規定による景観計画を以下のとおり定める。

新　潟　市　景　観　計　画

１　景観計画区域(法第８条第２項第１号関係)

（１）　景観計画区域

新潟市全域を景観計画区域とする。

（２）　区域の区分

景観計画区域の中で、その地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」、特別区域以外を「一般区域」と区分する。

特別区域には、下記の５地区を設定する。

	地区名	地区の概況
ア	二葉町１丁目１区地区	日本海や松林に隣接し、中心市街地に近接した閑静な住宅地であり、「都市景観形成地区」に指定された地区。 （面積　約3.4ha）
イ	信濃川本川大橋下流沿岸地区	本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として、景観形成を図るべき地区。 （面積　約133.7ha）
ウ	旧齋藤家別邸周辺地区	江戸時代から続く料亭、明治や大正期に建築された実業家や豪商の旧別荘といった歴史的建造物が建ち並ぶ地区。 （面積　約1.6ha）
エ	旧小澤家住宅周辺地区	廻船問屋であった旧小澤家住宅（新潟市文化財）をはじめとする歴史的な町屋が建ち並ぶ、みなとまち新潟を象徴する景観として保全を図るべき地区。 （面積　約0.8ha）
オ	古町花街地区	江戸時代にさかのぼる全国随一の料亭をはじめ、茶屋・置屋などの歴史的な花街建築が集中し、新潟の芸妓文化と伝統的な花街を象徴する景観として保存を図るべき地区。 （面積　約5.3ha）

「特別区域は、計画図表示のとおり。」

2　良好な景観の形成に関する方針(法第８条第３項関係)

（1）　基本理念

本市は、日本を代表する大河である信濃川･阿賀野川をはじめとする多くの河川、福島潟・鳥屋野潟・佐潟をはじめ白鳥など多くの水鳥が飛来する湖沼、佐渡弥彦米山国定公園に指定される山と海、緑多い新津丘陵、里山、大河の恵みと越後の人々によって創られてきた広大で美しい蒲原平野の田園など、豊かな自然環境の中に高次都市機能と拠点性を持つ、今までの大都市に類を見ない水辺と田園に恵まれた都市となっている。

また、古くから「みなとまち」として栄え、開港５港にも指定されるなど、国内外と交流しながら発展してきた歴史や、それぞれの地域で育んできた固有の文化、産業など多くの優れた財産を持っている。

そして、そこで培われてきた温かな人情が、ほのぼのとしたふれあいのあるまちを作り上げており、四季折々にすばらしい表情をたたえるまちでもあり、訪れる人にも感動を与える。

このような『水辺と田園が光る四季美しいまち・にいがた』のすばらしさを市民一人ひとりが認識し、大切にしていくことが、優れた景観の形成につながるものである。

また、持続するまちとして、にぎわいを感じさせるまちづくりも重要であり、その中でまちの雰囲気やまち並みの風情を醸しだす演出も景観を構成する要素として大切である。

さらに、景観は市民共通の資産であり、「にいがた」らしい景観を実現していくためには、市民が主体的に取り組むことが必要である。

以上の観点から、次の４つを景観づくりの基本理念とする。

≪四季折々の表情にあふれる豊かな自然を大切にする≫

≪情緒あふれる歴史文化と豊かな人情を大切にする≫

≪田園につつまれ持続するまちとして、活気やにぎわいを大切にする≫

≪市民が主体となって景観づくりを進める≫

（2）　基本目標

『水辺と田園が光る四季美しいまち・にいがた』を実現するため、その基本目標を次のように掲げる。

≪自然を活かしたうるおいのある景観の形成≫

新潟の景観を特徴づけているのは、水や田園に代表される自然である。

うるおいとやすらぎをもたらす水や緑等を大切にし、生態系に配慮するとともに、自然を活かした景観をつくりだしていく。

≪歴史と文化を感じさせる深みのある景観の形成≫

港町として、また舟運によるまちまちの深いつながりの面影を残す歴史的・文化的環境や、祭り、市場などの人情味あふれる情景は、「にいがた」らしい景観を表している。これらを大切にし、次代に伝えていく。

≪個性豊かなにぎわいのある景観の形成≫

市民が愛着と誇りを持ち、訪れた人々にも深い印象を与る個性豊かなまち並み、活気によって生活に快いリズムを与えられ､また楽しさも演出されるまち並みなど、「にいがた」らしい魅力ある景観の形成を目指す。

≪市民主体のふれあいとやすらぎを感じさせる景観の形成≫

豊かな自然に恵まれ、歴史・文化と人情味あふれ、活力ある新潟をまもり育てていくために、市民が積極的に主体となり、互いに協力してふれあいとやすらぎを感じさせるまちづくりを目指す。

（3） 実現に向けての基本姿勢

計画を実現するため、次の3つの事項を基本姿勢として景観形成に取り組む。

≪まもり、そだて、つくり、つたえる≫

先人がつくり上げてきた優れた景観を「まもり」「そだて」、さらに新たに優れた景観を「つくり」、それらを次代に「つたえる」という視点で取り組む。

≪市民・事業者・市が一体となって進める≫

景観形成を進めるにあたっては、景観を市民共有の財産と捉え、市民・事業者・市がそれぞれの責務を正しく認識するとともに、その役割を果たし、一体となって取り組む。

≪長期的、総合的な取り組み≫

優れた景観は、広範な人々の絶え間ない努力と創意の積み重ねのうえに、長い年月を費やしてつくりだされるものであることから、長期的で総合的な視点で取り組む。また、地域の特性を活かし、特に良好な景観形成を進める区域の拡大に向けて持続的に取り組む。

（4） 基本方針

地区景観『面』	●自然景観	海岸地区	・海岸の自然環境の保全と活用 ・海に親しめる魅力ある空間づくりの推進 ・暮らしと結びついた海の風景の活用
		湖沼地区	・湖沼地区の自然環境の保全と活用 ・水に親しめる魅力ある空間づくりの推進 ・水にふれあえるまちづくりの推進
		田園 集落地区	・歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 ・自然環境と歴史・文化の共存できるまちづくりの推進 ・田園集落環境の保全と活用
		山・ 丘陵地区	・山・丘陵地区の自然環境の保全と活用 ・山・丘陵に親しめる空間づくりの推進
	●住宅地景観	住宅地区	・やすらぎとうるおいのある住宅地づくりの推進 ・地形・歴史を活かし、地域と共存する個性豊かな住宅地づくりの推進 ・緑豊かな住宅地づくりの推進
	●商業・ 業務地景観	商業・ 業務地区	・文化とにぎわいの感じられるまちづくりの推進 ・安全で快適な都市空間づくりの推進
	●工業地景観	工業地区	・周辺と共存でき調和のとれた安全で、快適な工業地づくりの推進
	●港湾・ 空港景観	港湾・ 空港地区	・港らしい歴史とにぎわいのある空間づくりの推進 ・港を活かしたまちづくりの推進 ・国際化に対応できる景観形成づくりの推進
軸線景観『線』	●道路・ 鉄道景観	道路・ 鉄道	・快適で安全な道路づくりの推進 ・わかりやすく、個性的な道路づくりの推進 ・雪国に合った道路づくりの推進 ・秩序ある鉄道景観・沿線景観づくりの推進
	●河川景観	河川	・河川環境の保全と活用 ・河川沿線の景観形成づくりの推進 ・水に親しめる空間づくりの推進
施設景観『点』	●公園・ 緑地景観	公園・ 緑地	・体系的な公園づくりの推進 ・歴史、地域特性、生態系に配慮した個性的な公園づくりの推進 ・緑化の推進
	●その他の 公共施設景観	主要公共 建築物等	・親しみのもてる施設づくりの推進 ・個性のある、質の高い施設づくりの推進
	●景観上重要な 施設景観	歴史的建造物 ﾗﾝﾄﾞﾏｰｸ等	・歴史的建造物の活用 ・ランドマークの活用と創造の推進
演出要素		ｽﾄﾘｰﾄ ﾌｧﾆﾁｬｰ等	・ストリートファニチャー等の充実 ・個性豊かで、「にいがた」らしい演出の推進
情景要素		季節 時間 行事 祭り等	・四季の変化を活かした景観づくりの推進 ・時間の変化を活かした景観づくりの推進 ・「にいがた」らしい雰囲気や情景を活かした景観づくりの推進

（５） 特別区域の方針

ア　二葉町１丁目１区地区

（ア） 地区周辺の松林などの自然環境や起伏のある砂丘地の地形を活かした、緑多い景観づくりを進める。

（イ） 周辺の文化施設及び古い建造物が醸し出す深みのあるまちなみの風情に配慮し、歴史や文化の活きづく景観づくりを進める。

（ウ） 都心に近接した閑静な住みよい住宅地の景観づくりを進める。

（エ） 日本海や松林に続く道路をはじめとして、だれもが楽しく歩けるような通りの景観づくりを進める。

（オ） 住民等が互いに協力し、子供から高齢者までが積極的に活動して、地区の景観づくりを継続的に進める。

イ　信濃川本川大橋下流沿岸地区

（ア） 萬代橋を活かした景観づくりを進める。

（イ） 水上や対岸から見て、開放感のある景観づくりを進める。

ウ　旧齋藤家別邸周辺地区

（ア） まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、歴史的な佇まいと伝統文化が薫る景観づくりを進める。

（イ） 建築物等の新築や改修にあたっては、創意と工夫を重ね、歴史的まちなみの良さを活かした風情ある景観づくりを進める。

（ウ） 塀越しの黒松など、敷地内樹木の適切な維持・管理に努め、緑多い景観づくりを進める。

（エ） 道路の改修にあたっては､歴史的なまちなみと調和した素材を用いるなど、質の高い景観づくりを進める。

エ　旧小澤家住宅周辺地区

（ア） まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、歴史や文化を活かした景観づくりを進める。

（イ） 建築物等の新築や改修にあたっては、創意と工夫を重ね、歴史的なまちなみの良さを活かした風情ある景観づくりを進める。

（ウ） 敷地内の樹木の維持・管理に努め、歴史的なまちなみに調和した緑化を進める。

オ　古町花街地区

（ア） まちなみを構成する歴史的建造物の保全を図り、全国随一の料亭中心の伝統的花街として歴史的な風情を感じる景観づくりを進める。

（イ） 新道沿いの空間は､細街路に建物が建ち並ぶ景観を保全し､芸妓に似合う、和の風情を基調とした景観づくりを進める。

（ウ） 東堀・西堀・古町通沿いの空間は、花街の趣きを感じつつ、活気ある景観づくりを進める。

（エ） 歴史的建造物は、歴史的な価値を尊重した修理・復原を図り、歴史的建造物以外の建造物は、地区の特性を踏まえた修景を図ることで、オーセンティシティを重視した景観づくりを進める。

（オ） 道路空間においては、歴史的なまちなみと調和した素材を用いるなど、質の高い景観づくりを進める。

３　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第８条第２項第２号関係）

（１）　一般区域

届出対象行為

ア　高さが１５メートルを超え、又は延べ面積が１、０００平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転 イ　高さが１５メートルを超え、又は延べ面積が１、０００平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の２分の１を超えるもの ウ　地盤面からの高さが１５メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転 エ　地盤面からの高さが１５メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の２分の１を超えるもの オ　建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面の高さが６メートルを超える土地の形質の変更

景観形成基準

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	配　置	●河川、道路、公園など優れた地域の特性を活用するよう努めること。 ●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。
	意　匠	●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。 ●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。
	高　さ	●できる限り突出感を与えないよう努めるとともに、スカイラインの連続性に配慮すること。
	色　彩	●周辺の環境や建築物との調和を図り、圧迫感や突出感を与えないようにするため、外観の基調色は、マンセル値によるものとし、彩度６以下とすること。また、明度４以上となるよう努めること。さらに、色相がＲ、ＹＲ、Ｙの場合は彩度４以下、色相がＧＹ、Ｇ、ＢＧ、Ｂ、ＰＢ、Ｐ、ＲＰの場合は彩度２以下となるよう努めること。 ●色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くならないよう努めること。 ●アクセントカラーを使用する場合は小面積とし、基調色との調和に努めること。
	仕上げ材	●汚れに耐え、損傷、色があせないなどの材料の使用に努めること。 ●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。
	建築物上　部	●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。 ●屋根の形態は、街並みとの調和に配慮すること。
	設　備	●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。 ●屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。 ●壁面設備は、壁面と同一の色調とするなど建築物全体との調和に努めること。 ●排気塔や換気フード等は十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。
	屋外階段 ﾊﾞﾙｺﾆｰ等	●建築物全体としてまとまりのある位置、意匠とするよう努めること。 ●建築物が好ましい表情を持つような形状、色彩となるよう配慮すること。
	附　属建築物等	●まち並みの統一感を乱さない配置に努めること。 ●建築物本体と調和するよう努めること。 ●緑化等で目立たないよう工夫すること。
	外構及び植栽	●道路との境界部は歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとうるおいのある空間の確保に努めること。 ●塀、柵等はデザインを工夫するとともに、色彩は周囲に溶け込むよう努めること。 ●敷地境界部は生垣による緑化の推進に努めること。 ●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。 ●駐車場には植栽等により、道路等外部からの景観に配慮するよう努めること。 ●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木などにより、修景に努めること。 ●道路から直接駐車する方式は避けるよう努めること。 ●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性をもたせ、植栽による修景にも配慮すること。

工作物	意　匠	●周囲に与える突出感、違和感を軽減するよう努めること。 ●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。
	色　彩	●周辺景観との調和に配慮し、基調色はけばけばしくならないよう努めること。 ●通信用鉄塔等は、周辺環境に溶け込むよう努めること。
	植　栽	●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。
土地の形質の変更		●法面緑化や擁壁の前部緑化などにより、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。 ●周囲と調和できるような形態、色彩となるよう努めること。

（２） 特別区域

ア　二葉町１丁目１区地区

届出対象行為

(ア) 軒の高さが７メートルを超え、又は工事に係る部分の床面積の合計が７０平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転

(イ) 建築基準法第８８条１項の規定による確認の申請が必要となる工作物又は地盤面からの高さ（工作物の一部が高さ３メートル未満のアンテナであるときは、これを除いた部分の地盤面からの高さ）が７メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転

(ウ) 道路と敷地の接する部分（道路から奥行き１．５メートル以内の部分に限る。）に設置される垣、さく、門、塀その他これらに類する工作物の新設、増築、改築又は移転

(エ) 延べ面積が７０平方メートルを超える建築物の道路（２以上の道路に面する場合は、それぞれの道路）に面する外観部分（１道路に複数の壁面が面する場合は、そのうちの１壁面以上）の全ての色彩の変更

(オ) 建築基準法第８８条第１項の規定による確認の申請が必要となる規模又は地盤面からの高さが７メートルを超える工作物の道路（２以上の道路に面する場合は、それぞれの道路）に面する外観部分（１道路に複数の面が面する場合は、そのうちの１面以上）の全ての色彩の変更

(カ) 道路と敷地の接する部分（道路から奥行き１．５メートル以内の部分に限る。）に設置されている垣、さく、門、塀その他これらに類する工作物の道路（２以上の道路に面する場合は、それぞれの道路）に面する外観部分の全ての色彩の変更

(キ) 面積が５００平方メートルを超える土地の形質の変更で、建築物の建築を目的とするもの

(ク) 法面の高さが２メートルを超える土地の形質の変更

(ケ) 高さが７メートルを超える木竹の植栽又は伐採

(コ) 道路（２以上の道路に接する場合は、それぞれの道路）に接する（道路から奥行き１．５メートル以内の部分に限る。）長さが３メートル以上の生け垣その他これらに類する連続した木竹の植栽又は伐採

景観形成基準

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	意匠・色彩	●周辺の文化施設や古くからの建造物が醸しだす深みのあるまちなみの風情に配慮し、閑静な住宅地と調和した意匠・色彩とするよう努めること。 ●外観を常に美しく保つようその維持管理に努めること。
	照　明設　備	●敷地の道路と接する部分には、門灯等の照明設備を設置し、安全で明るい夜のまちなみづくりに努めること。
	外構及び植栽	●敷地内の緑化を進め、古木がある場合はこれを活かした緑豊かな空間づくりに努めること。 ●道路と接する部分は、原則として生け垣を設け、緑多いまちなみづくりに努めること。 ただし、止むを得ずコンクリートブロック塀その他で遮へいする場合は、ツタ類で覆うなどの工夫を図ること。 ●花を植え四季折々の楽しみを提供できるように、道路から見える位置に花壇の設置や鉢の置き場などの確保に努めること。 ●植栽された樹木等を、常にいきいきと美しく保つよう、その維持管理に努めること。
工作物	よう壁面・法面	●よう壁の仕上げは、石積み又は表面をツタ類で覆う等、人工的な表現を和らげ周辺と調和をしたものとするよう努めること。 ●法面は、樹木又は草花を植えるなど自然的な景観の確保に努めること。
	その他の工作物	●低層住宅地に配慮した高さや形状とし、色彩は周辺と調和したものとするよう努めること。
その他	建築物敷地以外の土地	●駐車場又は空き地等の建築物敷地以外の土地の道路と接する部分は、原則として生垣を設け、緑の連続性のあるまちなみづくりに努めること。 ただし、止むを得ずコンクリートブロック塀その他で遮へいする場合は、ツタ類で覆うなどの工夫を図ること。

イ　信濃川本川大橋下流沿岸地区

届出対象行為

一般区域と同じとする。

景観形成基準

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	配　置	●河川、道路、公園等優れた地域の特性を活用するよう努めること。 ●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。 ●信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバック等により、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。 ●対岸からの眺望景観に配慮し、道路及び隣地との間の距離を確保して背後のまちなみが見えるよう努めること。
	意　匠	●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。 ●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。 ●対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面を避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。
	高　さ	●開放感のある景観となるよう、高さは、50 メートル以下とすること。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによることができる。 （ア）平成 19 年４月１日（新潟市景観計画当初施行日）時点に現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、高さ 50 メートルを超えていた建築物の新築、増築、改築又は移転については、既存の高さ以下とすること。 （イ）都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第２条第３項に規定する地域をいう。）内の建築物で、新潟市景観審議会の意見を聴いて、市長が特に良好な景観形成を図ることができると認めた建築物の新築、増築、改築又は移転については、市長が認めた高さ以下とすること。

建築物	色　彩	●道路その他の公共の場所から見える部分の外壁及び柱等並びに勾配屋根の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。

みなとゾーン（信濃川河口から柳都大橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上 8.5以下	－	6以上 9以下	－	4以上 9以下	－
5YR ～5Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下

萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上 8.5以下	－	6以上 8.5以下	－	4以上 8.5以下	－
5YR ～5Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下
			8以上 8.5以下	2以下	8以上 8.5以下	2以下
上記以外		1以下	6以上 8.5以下	1以下	4以上 8.5以下	1以下

河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	－	6以上 9以下	－	4以上 9以下	－
10R ～5Y		6以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下

<table>
<tr><td rowspan="6">建築物</td><td>色　彩</td><td>●色数は、できるだけ少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くならないよう努めること。
●道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を３階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の３階以下部分の面積の 20 分の１以下とし、萬代橋ゾーンの強調色については、次の表のとおりすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td rowspan="3">３以上
8.5 以下</td><td>－</td></tr>
<tr><td>５ＹＲ
～５Ｙ</td><td>６以下</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>仕上げ材</td><td>●汚れに耐え、損傷しにくく、色があせない等の材料の使用に努めること。
●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。</td></tr>
<tr><td>建築物上　部</td><td>●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。
●屋根の形態は、まちなみとの調和に配慮すること。</td></tr>
<tr><td>設　備</td><td>●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。
●屋上設備は、壁面を立ち上げ、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。
●壁面設備は、壁面と同一の色調とする等建築物全体との調和に努めること。
●排気塔、換気フード等は、十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。
●窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ、信濃川の水面への映り込み等、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。
●対岸から直接光源が見えないよう、照明の配置や光源の遮蔽に配慮すること。
●照明の色温度は、3,000 ケルビン以下とするよう努めること。
●照明は、輝度の高いものを避けるよう努めること。
●点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、地上 10 メートル以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。</td></tr>
<tr><td>屋外階段
ﾊﾞﾙｺﾆｰ等</td><td>●建築物全体としてまとまりのある位置及び意匠とするよう努めること。
●建築物が好ましい表情を持つような形状及び色彩となるよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td>附　属建築物等</td><td>●まちなみの統一感を乱さない配置に努めること。
●建築物本体と調和するよう努めること。
●緑化等で目立たないよう工夫すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">建
築
物</td><td>外構及び植栽</td><td>●道路との境界部は、歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとうるおいのある空間の確保に努めること。
●塀、柵等は、デザインを工夫するとともに、その色彩は、周囲に溶け込むよう努めること。
●敷地境界部は、生垣による緑化の推進に努めること。
●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。
●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。
●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。
●駐車場は、植栽等により、修景に努めること。
●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木等により、修景に努めること。
●道路から直接駐車する方式を避けるよう努めること。
●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性を持たせ、植栽による修景にも配慮すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工
作
物</td><td>意　匠</td><td>●周囲に与える突出感や違和感を軽減するよう努めること。
●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。</td></tr>
<tr><td>色　彩</td><td>●道路その他の公共の場所から見える部分の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。

みなとゾーン（信濃川河口から柳都大橋）
<table><tr><td rowspan="2">色相</td><td colspan="2">10メートル以下の壁面等</td><td colspan="2">10メートルを超える壁面等</td></tr><tr><td>明度</td><td>彩度</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td rowspan="4">4以上
8.5以下</td><td>－</td><td>6以上
9以下</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">5YR
～5Y</td><td rowspan="2">4以下</td><td>6以上
8未満</td><td>4以下</td></tr><tr><td>8以上
9以下</td><td>2以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2以下</td><td>6以上
9以下</td><td>1以下</td></tr></table></td></tr>
</table>

工作物	色　彩	萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋）

色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上 8.5以下	－	6以上 8.5以下	－
5ＹＲ ～5Ｙ		4以下	6以上 8未満	4以下
			8以上 8.5以下	2以下
上記以外		1以下	6以上 8.5以下	1以下

河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）

色相	10メートル以下の壁面等		10メートルを超える壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	－	6以上 9以下	－
10R ～5Ｙ		6以下	6以上 8未満	4以下
			8以上 9以下	2以下
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下

●道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を地上10メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の地上10メートル以下の部分の面積の20分の1以下とし、萬代橋ゾーンの強調色については、次の表のとおりすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りではない。

色相	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	－
5ＹＲ ～5Ｙ		6以下
上記以外		2以下

工作物	植　栽	●地域に合った樹木等により四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。
土地の形質の変更		●のり面緑化や擁壁の前部緑化等により、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。 ●周囲と調和できるような形態及び色彩となるよう努めること。

ウ　旧齋藤家別邸周辺地区

届出対象行為

(ア)　建築物の新築、増築、改築又は移転
(イ)　建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(ウ)　工作物の新設、増築、改築又は移転
(エ)　工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(オ)　木竹の植栽又は伐採

景観形成基準

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	●敷地地盤面から１２メートル以下、かつ、３階建て以下とすること。
	配置	●通りに面する３階以上の壁面は、通り側への圧迫感を考慮し、通りから後退するよう努めること。
	形態意匠及び色彩	●歴史的建造物が建ち並ぶまちなみの景観と調和した落ち着いた形態意匠及び色彩とすること。 ●道路から見える部分は、和の風情に配慮した形態意匠とするよう努めること。 ●屋根の形状は、勾配屋根とするなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 ●木材や漆くい、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用するよう努めること。 ●道路から見える外壁の基調色は、マンセル値によるものとし、無彩色（明度１から９．５まで）又は低彩度の茶系色（色相２．５Ｙから５Ｙまで又は２．５ＹＲから１０ＹＲまで、彩度４以下、明度１から８まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。 ●屋根の色彩は、黒又はグレー系を基本とすること。 ●外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。
	建築設備等	●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置には設置しないこと。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させない工夫をすること。 ●太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。
	附属建築物等（門、塀等）	●通りに面する門及び塀の主たる部分については、木材、漆くい等の伝統的な素材を用いて仕上げるよう努めること。 ●通りに面しない門及び塀も、できる限り前記の形態意匠となるよう努めること。 ●建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、道路境界線沿いに門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保するよう努めること。
	外構	●敷地内に既存の庭がある場合は、できる限り保全及び活用すること。 ●屋外駐車スペースを設ける場合は、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣、板塀、格子戸等による目隠し修景に努めること。 ●ゴミ集積場、駐輪場等を設置する場合は、通りからの見え方に配慮した配置とし、適正な修景を行うこと。 ●前面道路に門や塀を設けない場合は、生垣等の緑化に努めること。
	その他	●屋外照明については、まちなみの景観に調和するものとし、過剰な光量としないこと。 ●敷地内に歴史的な建造物などがある場合は、積極的にこれらを活かすこと。
工作物	高さ	●敷地地盤面から１２メートル以下とすること。ただし、架空電線路用等の工作物は、この限りではない。 ●周囲の建築物より突出したものとしないこと。
	形態意匠及び	●まちなみの景観と調和する形態意匠及び色彩とすること。 ●仕上げ材は、まちなみの景観と調和するような修景措置を施すよう工夫すること。

	色彩	●色彩は、マンセル値によるものとし、まちなみの景観と調和を保つよう、無彩色（明度１から９．５まで）又は低彩度の茶系色（色相２．５Ｙから５Ｙまで又は２．５ＹＲから１０ＹＲまで、彩度４以下、明度１から８まで）とする。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。
	自動販売機	●自動販売機は、通りから見える場所に設置しないこと。
木竹		●塀越しに見える黒松など、既存の樹木を活用しつつ、道路沿いに高木を配置するなどまちなみの演出に努めること。 ●通りから見える樹木の樹種は、区域内の和風庭園に用いられている樹種を選定すること。 ●樹高５メートルを超える樹木を伐採しないよう努めること。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行うこと。

注　通りとは、市道中央３－１１号線をいいます。

エ　旧小澤家住宅周辺地区

届出対象行為

（ア） 建築物の新築、増築、改築又は移転
（イ） 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
（ウ） 工作物の新設、増築、改築又は移転
（エ） 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
（オ） 道路から見える木竹の植栽又は伐採

景観形成基準

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	●敷地地盤面から１２メートル以下、かつ、３階建て以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築、改築、移転又は改修については、既存の高さ及び階数を超えないこと。
	配置	●壁面を道路境界に揃え、壁面の連続性を維持するよう努めること。 ●道路に面する３階以上の壁面は、道路側への圧迫感を軽減するよう、道路から９０センチメートル以上後退するよう努めること。
	形態意匠及び色彩	●歴史的建築物については、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合や歴史的建築物以外の建築物については、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。 ●歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ●道路から見える外壁の色彩は、マンセル値によるものとし、無彩色（明度２から６まで）又は茶系色（色相２．５Ｙから５Ｙまで又は２．５ＹＲから１０ＹＲまで、彩度４以下、明度２から６まで）とすること。強調色 （アクセントカラー）については色相を限定せず、彩度４以下、明度２から８までとし、強調色を使用する面積（複数の強調色を使用する場合にあっては、その合計面積）は、使用する壁面の１０分の１以内とすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。 ●屋根の色彩は、黒又はグレー系を基本とすること。 ●外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。 ●木材や漆くい、石、日本瓦等の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材を積極的に用いるよう努めること。 ●外部に面する建具は、木製を基本とし、アルミ等他の素材を用いる場合には縦桟又は格子をつけるよう努めること。 ●歴史的建築物の屋根形状については、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原するよう努めること。歴史的建築物以外の建築物の屋根形状については、二方向以上に流れる勾配屋根を基本とすること。 ●上大川前通り（市道上大川前通本町通線）に棟が平行し、かつ、上大川前通りから見て間口よりも奥行きが長い建物形態は避けるよう努めること。
	建築設備等	●屋外階段、室外機、屋外配管等の建築設備は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した素材や色彩、意匠の目隠し等により修景するよう努めること。 ●太陽光発電設備を設置する場合は、道路から見える場所には設置しないよう努めること。 ●屋外照明は、過剰な光量や昼光色を避けるよう努めること。
	外構	●屋外駐車スペースを設ける場合は、道路境界沿いに門、塀等を設置し、壁面の連続性を維持するよう努めること。

工作物	高さ	●敷地地盤面から１２メートル以下とすること。ただし、架空電線路用等の工作物は、この限りではない。
	形態意匠及び色彩	●歴史的なまちなみと調和する形態意匠とするよう努めること。 ●色彩は、マンセル値によるものとし、無彩色（明度２から６まで）又は茶系色（色相２．５Ｙから５Ｙまで又は２．５ＹＲから１０ＹＲまで、彩度４以下、明度２から６まで）とすること。強調色（アクセントカラー)については色相を限定せず、彩度４以下、明度２から８までとし、強調色を使用する面積（複数の強調色を使用する場合にあっては、その合計面積）は、使用する壁面の１０分の１以内とすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。
	自動販売機	●自動販売機は、道路から見えない位置に設置するよう努めること。
木竹		●道路から見える樹木の樹種は、当該区域内の和風庭園に用いられている樹種を選定するよう努めること。 ●道路から見える樹木を伐採しないよう努めること。

注 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいいます。

オ　古町花街地区

届出対象行為

（ア）　新道ゾーン

（ａ）　建築物の新築、増築、改築又は移転
（ｂ）　建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ただし、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く
（ｃ）　工作物の新設、増築、改築又は移転
（ｄ）　工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
（ｅ）　道路から見える木竹の植栽又は伐採

（イ）　東堀・西堀・古町通ゾーン

（ａ）　建築物の新築、増築、改築又は移転
（ｂ）　建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ただし、当該変更部分の面積の合計が１０平方メートルを超えないものを除く
（ｃ）　工作物の新設、増築、改築又は移転
（ｄ）　工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ただし、当該変更部分の面積の合計が１０平方メートルを超えないものを除く
（ｅ）　道路から見える木竹の植栽又は伐採

注１　新道とは、市道中央３－８１号線のうち市道西大畑町秣川岸通線と直交するまでの北側の区間及び市道中央３－８２号線をいう。

２　新道ゾーンとは、当該地区のうち新道の道路中心線より２０メートルの範囲をいう。

３　東堀・西堀・古町通ゾーンとは、当該地区のうち新道ゾーンを除く範囲をいう。

景観形成基準

（ア） 新道ゾーン

対象事項		景観形成基準(行為制限)
建築物	高さ	○市道中央３－８０号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から４０メートル以下、市道中央３－８０号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から３０メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。 ●新道に最も近接する壁面の部分の高さは、２階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、２階建てとするよう努めること。
	配置	○歴史的建築物の壁面の位置は、建築当初の位置を維持し、又はその位置が改変されている場合は復原を基本とすること。 ●歴史的建築物以外の新道に面する３階以上の壁面は、２階建てを中心としたまちなみの連続性を維持するため、新道に面する２階以下の壁面より１．８メートル以上後退すること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の壁面の位置を超えないこと。 ●歴史的建築物以外の新道に面する２階以下の壁面は、周辺との壁面の連続性を維持するため、新道の道路境界に近接させるよう努めること。ただし、やむを得ず後退する場合は、新道の道路境界から３メートル以内の後退を標準とし、新道の道路境界に近接させて門、塀又は庭を設置するなど、周辺との壁面の連続性を維持するよう努めること。
	形態意匠及び色彩	○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的建築物以外の建築物は、当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。 ○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用されていた素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。 ○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。 ○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとすること。 ●新道側に表側を見せること。 ●新道ゾーンでは、間口の狭い建物の建ち並ぶまちなみを維持するため、間口方向に

<table>
<tr>
<td rowspan="2">建築物</td>
<td>形態意匠及び色彩</td>
<td>
壁面が長大となる場合は、壁面の色彩、素材、形態による分節化を行うなどの工夫に努めること。
●新道ゾーンの建具は、木製を基本とし、アルミその他の素材を用いる場合には縦桟又は格子をつけるよう努めること。
●新道ゾーンでは、シャッターを使用しないよう努めること。ただし、やむを得ずシャッターを使用する場合は、歴史的まちなみと調和した色彩その他の意匠とするよう努めること。
●新道ゾーンの外壁の色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>２以上９以下</td><td>－</td></tr>
<tr><td>１０Ｒ～５Ｙ</td><td rowspan="2">２以上７以下</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr>
</table>
●新道ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を２階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の２階以下の部分の面積の２０分の１以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
○外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くならないよう努めること。
</td>
</tr>
<tr>
<td>特定屋内広告物</td>
<td>
●新道ゾーンの特定屋内広告物は、建築物の１階以下の部分にあっては、住所又は１つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「１営業所等」という。）につき、総表示面積を１平方メートル以内とすることとし、建築物の２階以上の部分にあっては、表示しないものとすること。
●新道ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。
●新道ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。
○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りでない。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>建築設備等</td><td>○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。
○架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。
○照明の色温度は、３，０００ケルビン以下を基本とすること。
○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りではない。
○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず、暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。
○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。</td></tr>
<tr><td>外構</td><td>○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。
●新道ゾーンに屋外駐車スペースを設ける場合は、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。
●新道ゾーンの外構舗装は、新道の石畳と調和する色彩や素材の使用に努めること。</td></tr>
<tr><td>工作物</td><td>形態意匠及び色彩</td><td>○歴史的工作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。
○歴史的工作物以外の工作物は、当該区域内にある歴史的工作物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的工作物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。
○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。
●新道ゾーンでゴミ庫及び自動販売機を設置する場合は、道路から見えにくい位置に設置するか、又は歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景すること。
●新道ゾーンの駐車場には、新道の道路境界沿いに門又は塀等を設置し、周囲との壁面の連続性を維持するよう努めること。
●新道ゾーンの色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的工作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>２以上９以下</td><td>－</td></tr><tr><td>１０Ｒ～５Ｙ</td><td rowspan="2">２以上７以下</td><td>４以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr></table></td></tr>
</table>

工作物	形態意匠及び色彩	●新道ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を７メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する７メートル以下の部分の面積の２０分の１以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的工作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
木竹		○既存の植栽は、適切に維持管理すること。 ●新道ゾーンの樹木を伐採しないよう努めること。 ●新道ゾーンに植樹する場合は、当該区域内の歴史的建築物の前庭に用いられている樹種を選定するよう努めること。

注１　○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

２　歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

３　歴史的工作物とは、建築基準法施行の際、現に存する工作物をいう。

４　特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

（１）　建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

（２）　建築物の内側において建築物に定着させて表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

５　可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

（イ） 東堀・西堀・古町通ゾーン

<table>
<tr><th colspan="2">対象事項</th><th>景観形成基準(行為制限)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物</td><td>高さ</td><td>○市道中央３－８０号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から４０メートル以下、市道中央３－８０号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から３０メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。</td></tr>
<tr><td>配置</td><td>○歴史的建築物の壁面の位置は、建築当初の位置を維持し、又はその位置が改変されている場合は復原を基本とすること。</td></tr>
<tr><td>形態意匠及び色彩</td><td>○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。
○歴史的建築物以外の建築物は、当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。
○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用された素材や工法による維持や復原を基本とすること。
○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。
○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。
○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。
○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとすること。
●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>２以上９以下</td><td>－</td></tr>
<tr><td>１０Ｒ～５Ｙ</td><td rowspan="2">２以上８．５以下</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr>
</table>
●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を２階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の２階以下の部分の面積の２０分の１以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは</td></tr>
</table>

建築物	形態意匠及び色彩	漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。 ○外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。 ○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。 ○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くならないよう努めること。
	特定屋内広告物	●東堀・西堀・古町通ゾーンの特定屋内広告物は、地上からの高さ１０メートル以下の部分にあっては、一の開口部の面積に対する当該開口部における１営業所等あたりの表示面積の合計の割合を４分の１以内とすることとし、地上からの高さ１０メートルを超える部分にあっては、表示しないものとすること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。ただし、１基につき０．５平方メートルを超えないものは、この限りでない。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。ただし、１基につき０．５平方メートルを超えないものは、この限りでない。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りでない。
	建築設備等	○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。 ○架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。 ○照明の色温度は、３，０００ケルビン以下を基本とすること。 ○点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りではない。 ○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず、暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。 ○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。
	外構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。

<table>
<tr>
<td rowspan="2">工作物</td>
<td>形態意匠及び色彩</td>
<td>○歴史的工作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。
○歴史的工作物以外の工作物は、当該区域内にある歴史的工作物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的工作物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。
○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。
●東堀・西堀・古町通ゾーンの色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的工作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>無彩色</td><td>２以上９以下</td><td>－</td></tr>
<tr><td>１０Ｒ～５Ｙ</td><td rowspan="2">２以上８．５以下</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr>
</table>
●東堀・西堀・古町通ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を７メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する７メートル以下の部分の面積の２０分の１以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的工作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">木竹</td>
<td>○既存の植栽は、適切に維持管理すること。
●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。</td>
</tr>
</table>

注１　○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。

２　歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。

３　歴史的工作物とは、建築基準法施行の際、現に存する工作物をいう。

４　特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。

（１）　建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

（２）　建築物の内側において建築物に定着させて表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等

５　可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

（３） 適用除外

以下に該当する文化財建造物は新潟市景観計画区域全域において景観形成基準の全部又は一部を適用しないことができる。

ア　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物に指定された建築物及び工作物

イ　文化財保護法の規定により有形文化財に登録された建築物及び工作物

ウ　新潟県文化財保護条例（昭和４８年新潟県条例第３３号）の規定により文化財に指定された建築物及び工作物

エ　新潟市文化財保護条例（昭和４７年新潟市条例第４号）の規定により文化財に指定された建築物及び工作物

４　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第８条第２項第３号関係）

景観重要建造物及び景観重要樹木は、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当するもののうち、市民に親しまれ地域の景観形成上重要と認められる建造物及び樹木を、所有者と協議して指定する。

（１）　景観重要建造物

外観が歴史的又は文化的或いはシンボル的な特徴を有する建造物

（２）　景観重要樹木

健全で、樹容が美観上優れ、シンボル的な樹木

５　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第８条第２項第４号イ関係)

屋外広告物を設置する場合は、掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩に配慮し、設置する建築物や周辺のまちなみと調和したものとし、新潟市屋外広告物条例（平成７年条例第５９号）第６条の規定に基づく規格は、下記のとおりとする。

（１）　一般区域

新潟市屋外広告物条例施行規則（平成８年規則第１７号）別表第１のとおりとする。

（２）　特別区域

イ　信濃川本川大橋下流沿岸地区（万代シテイ広告物活用地区を除く。）

令和６年４月１日施行

種類		基準	
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告 （「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。）	表示数	１面につき１広告内容（１広告主）であること。
		高さ	地上からの高さ１０メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する１建物につき総表示面積３００平方メートル以内、かつ、１面あたり１００平方メートル以内 上記以外のもの 設置する１建物につき総表示面積３０平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告 （「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢（ろう）な枠組（懸垂装	高さ	地上からの高さ１０メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
		表示面積	設置する壁面の面積の４分の１以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	（１）　壁面の端から突き出さないものであること。 （２）　窓又は開口部をふさがないものであること。

	置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）		その他	（１） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 （２） 地上からの高さ１０メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。 （３） 地上からの高さ１０メートルを超える場合で照明設備を設ける場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。
	突出広告 （「突出広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものに限る。）をいう。）		表示個数	１壁面につき３個以内（自家用広告物等で、表示個数が新潟市屋外広告物条例施行規則別表第２(２)条例第１０条第２項第１号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
			高さ	地上からの高さ１０メートル以下
			道路への突出幅	１メートル以下
			広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から２．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から４．５メートル以上
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電柱又は街灯柱等を利用するもの	巻付広告及び直接塗装広告 （「巻付広告」又は「直接塗装広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、又は直接塗装するものをいう。）		表示個数	柱１本につき１個
			長さ	１．５メートル以下
			広告物等の下端までの高さ	地上から１．２メートル以上
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告 （「袖付広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに袖付けにするものをいう。）		表示個数	柱１本につき１個
			長さ	１．５メートル以下
			突出幅	０．８メートル以下
			広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から２．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から４．５メートル以上
			掲出方向	原則として道路の外側
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は	野立て広告塔 野立て広告板 （「野立て	（１） 自家用広告物等で別表第２(２)条例第１０条第２項第１号に	高さ	地上からの高さ１０メートル以下
			表示面積	３０平方メートル以内 （複数の営業所等の広告物を一の広告物として設置する場合にあっては、６０平方メートル以内、かつ、１面３０平方メートル以内）

広告板	広告塔」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。） （「野立て広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。）	掲げる広告物等の項に掲げるもの以外のもの	その他	ア　交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ　けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		（２）　特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの	表示個数	住所又は１つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「１営業所等」という。）につき２個以内
			表示面積	１個当たり２平方メートル以内（複数の営業所等が共同で設置する広告物等にあっては、１営業所等当たり２平方メートル以内で、かつ、総表示面積１０平方メートル以内）
			高さ	地上から３メートル以下
			その他	ア　表示の内容は、誘導及び案内のために必要な文言又は図表に限ること。 イ　交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 ウ　けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
		（３）　前２号に掲げるもの以外のもの	高さ	地上からの高さ６メートル以下
			表示面積	３０平方メートル以内
			その他	ア　交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ　けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第６条第５号に規定するもの	アーチ広告 （「アーチ広告」とは、堅牢な材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるものをいう。）		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から３．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から５．０メートル以上
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	アドバルーン （「アドバルーン」とは、気球を利用して表示するものをいう。）		大きさ等	（１）　長さ１０メートル以下、幅１．５メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 （２）　掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	つり下げ広告 （「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。）		表示面積	４平方メートル以下
			広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から２．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から４．５メートル以上
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	広告幕 （「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるもの（壁面広告及び懸垂幕並びに野立て広告塔又は野立て広告板の一部として表示するものを除く。）をいう。）	大きさ	幅１．２メートル以下、長さ１５メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から３．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から５．０メートル以上
		その他	（１） 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 （２） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	懸垂幕 （「懸垂幕」とは、布状のものを建築物又は工作物の外壁面に固定された懸垂装置等を利用して設置するものをいう。）	大きさ	布状のものの幅１．８メートル以下、長さ２０メートル以下
		表示面積	３０平方メートル以内
		個数	設置する壁面につき５個以内
		その他	（１） 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 （２） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙 （「はり紙」とは、紙製のものその他これに類するもので建築物その他の工作物等にはり付けるものをいう。）	表示面積	１．５平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり札等 （「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）	表示面積	１．０平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告旗 （「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦２メートル以下、横１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等 （「立看板等」とは、容易に移動させることができる状	大きさ	縦２メートル以下、横１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）		

ウ　旧齋藤家別邸周辺地区　平成２８年１月１日施行

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	（１）　非自家用広告物等 （２）　可変表示式広告物 （３）　突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、広告幕、懸垂幕、はり紙及びはり札等
		色彩	広告物の色彩は、マンセル値によるものとし、歴史的なまちなみと調和するよう、無彩色（明度１から９．５まで）又は低彩度の茶系色（色相２．５Ｙから５Ｙまで又は２．５ＹＲから１０ＹＲまで、彩度４以下、明度１から８まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土、ガラス等）本来の色彩は、この限りではない。）
		高さ	地上からの高さ５メートル以下
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告	表示数	１面につき１広告内容（１広告主）であること。
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 　設置する１建物につき総表示面積３００平方メートル以内、かつ、１面あたり１００平方メートル以内 上記以外のもの 　設置する１建物につき総表示面積３０平方メートル以内
		表示位置	（１）　本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根に設置すること。 （２）　設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	表示面積	設置する壁面の面積の４分の１以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	（１）　壁面の端から突き出さないものであること。 （２）　窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	表示面積	総表示面積１．６平方メートル以内、かつ、１面０．５平方メートル以内

		その他	（１） 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 （２） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第６条第５号に規定するもの	広告旗	大きさ	縦２メートル以下、横１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦２メートル以下、横１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

エ　旧小澤家住宅周辺地区　令和２年１１月１日施行

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	（１）　非自家用広告物等（当該区域内の催しに関わるものは除く。） （２）　可変表示式広告物 （３）　屋上広告、突出広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告及び懸垂幕
		表示面積	１営業所等につき、総表示面積を１０平方メートル以内とすること。
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	地上からの高さ４．５メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
		表示面積	（１）　３平方メートル以内 （２）　設置する壁面の面積の４分の１以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	（１）　壁面の端から突き出さないものであること。 （２）　窓又は開口部をふさがないものであること。
		色彩	マンセル値によるものとし、無彩色（明度２から９．５まで）又は茶系色（色相２．５Ｙから５Ｙまで又は２．５ＹＲから１０ＹＲまで、彩度４以下，明度２から６まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。）
		その他	（１）　けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 （２）　建築物の壁面に直接塗装する広告物としないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	高さ	地上からの高さ２メートル以下
		表示面積	１平方メートル以内
		色彩	マンセル値によるものとし、無彩色（明度２から９．５まで）又は茶系色（色相２．５Ｙから５Ｙまで又は２．５ＹＲから１０ＹＲまで、彩度４以下，明度２から６まで）とする。（表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色彩は、この限りではない。）
		その他	（１）　交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 （２）　けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

条例第６条第５号に規定するもの	広告幕	大きさ	幅３メートル以下、長さ３メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 　地上から３．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 　地上から５．０メートル以上
		その他	（１）　外周に風圧に耐える措置が施されていること。 （２）　けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙	表示面積	１．５平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり札等	表示面積	１．０平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告旗	大きさ	縦２メートル以下、横１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦２メートル以下、横１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

オ　古町花街地区　令和８年１０月１日施行

（ア）　新道ゾーン

種類	基準	
全ての広告物等共通	表示又は設置禁止	（１）　非自家用広告物等（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りではない。） （２）　可変表示式広告物 （３）　投影広告物（当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。） （４）　広告物を表示していない掲出物件（広告幕及び提灯については、この限りでない。） （５）　道路の路面に表示する広告物等（法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りではない。） （６）　屋上広告、巻付広告、直接塗装広告、袖付広告、アーチ広告、アドバルーン、つり下げ広告、懸垂幕及び広告旗
	表示個数	複数の営業所等の広告物を設置する場合にあっては、一の広告物の種類に集約して表示又は設置（以下「集合型」という。）とすること。
	表示面積	１営業所等につき、総表示面積を３平方メートル以内とすること。（簡易広告物の表示面積を除く。）
	表示内容	写真を使用しないこと。（はり紙、はり札等及び立看板等に表示するものであって営業内容を示すもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）
	照明	（１）　点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。（法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りでない。） （２）　ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。 （３）　照明の色温度は、３，０００ケルビン以下とすること。（法令に基づくもの又は警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りでない。）

<table>
<tr><td rowspan="7">建築物又は工作物を利用するもの</td><td rowspan="5">壁面広告</td><td>高さ</td><td>地上からの高さ４メートル以下（自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）を除く。）</td></tr>
<tr><td>表示面積</td><td>集合型
　複数の営業所等の広告物を一の広告物に集約して表示又は設置する場合は、１営業所等につき０．２５平方メートル以内、かつ、総表示面積１平方メートル以内
上記以外のもの
　１営業所等につき総表示面積１平方メートル以内、かつ、１基につき０．５平方メートル以内</td></tr>
<tr><td>表示位置</td><td>（１）　壁面の端から突き出さないものであること。
（２）　窓又は開口部をふさがないものであること。
（３）　窓又は開口部に直接表示しないこと。</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>（１）　広告物の地の色及び表示面積の３分の１以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。）
<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>１．５以上
９．５以下</td><td></td></tr><tr><td>１０Ｒ～5Y</td><td rowspan="2">２以上
７以下</td><td>４以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr></table>
（２）　表示面全体で使用できる色数は、4色以下とする。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>（１）　けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
（２）　壁面に直接塗装する広告物としないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">突出広告</td><td>表示個数</td><td>１営業所等につき１個</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>地上からの高さ６メートル以下</td></tr>
<tr><td>表示面積</td><td>集合型
　複数の営業所等の広告物を一の広告物に集約して表示又は設置する場合は、１営業所等につき０．２５平方メートル以内、総表示面積１．５平方メートル以内、かつ、１面につき０．７５平方メートル以内
上記以外のもの
　１営業所等につき総表示面積１．５平方メートル</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td></td><td>以内、かつ、１面０．７５平方メートル以内</td></tr>
<tr><td>表示内容</td><td>自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）とする。</td></tr>
<tr><td>外壁面からの突出幅</td><td>１メートル以下</td></tr>
<tr><td>広告物等の下端までの高さ</td><td>歩道上
　地上から２．５メートル以上
車道上及び歩車道の区分のない道路上
　地上から４．５メートル以上</td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>（１）　広告物の地の色及び表示面積の３分の１以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。）
<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>１．５以上
９．５以下</td><td></td></tr><tr><td>１０Ｒ～5Ｙ</td><td rowspan="2">２以上
７以下</td><td>４以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr></table>（２）　表示面全体で使用できる色数は、４色以下とする。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">広告塔又は広告板</td><td rowspan="3">野立て広告塔
野立て広告板</td><td>表示個数</td><td>１営業所等につき１個</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>地上からの高さ２メートル以下</td></tr>
<tr><td>表示面積</td><td>集合型
　複数の営業所等の広告物を一の広告物に集約して表示又は設置する場合は、１営業所等につき０．２５平方メートル以内、総表示面積２平方メートル以内、かつ、１面につき１平方メートル以内
上記以外のもの
　１営業所等につき総表示面積２平方メートル以内、かつ、１面につき１平方メートル以内</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>表示内容</td><td>自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）とする。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>色彩</td><td>（１）　広告物の地の色及び表示面積の３分の１以上に使用する色並びに掲出物件の色は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとする。（着色を施していない木材の色彩は、この限りでない。）
<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>無彩色</td><td>１．５以上
９．５以下</td><td></td></tr><tr><td>１０Ｒ～5Ｙ</td><td rowspan="2">２以上
７以下</td><td>４以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr></table>（２）　表示面全体で使用できる色数は、４色以下とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>後退距離</td><td>新道境界線から０．３メートル以上</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他</td><td>（１）　交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。
（２）　けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。</td></tr>
<tr><td>条例第６条第５号に規定するもの</td><td>広告幕</td><td>表示面積</td><td>１営業所等につき３平方メートル以内</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>表示内容</td><td>自家用広告物等（店名又は店名ロゴに限る。）とすること。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>広告物等の下端までの高さ</td><td>歩道上
　地上から３．５メートル以上
車道上及び歩車道の区分のない道路上
　地上から５．０メートル以上</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>色彩</td><td>（１）　広告物に使用できる色彩は、マンセル値によるものとし、彩度１１以下とすること。
（２）　広告物に使用できる色数は、有彩色を１色までとし、合計３色以内とする。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）</td></tr>
</table>

		その他	（１） 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 （２） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 （３） 綿、麻その他これらに類する布製の暖簾とすること。
	提灯 （「提灯」とは、竹等の伸縮性のある枠に紙等を貼り、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるものをいう。）	表示面積	１営業所等につき総表示面積１平方メートル以内、かつ、１基につき０．５平方メートル以内
		表示内容	自家用広告物等（店名又は店名ロゴに限る。）とすること。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）
		色彩	（１） 広告物の地の色は、白又は赤色に限る。（着色を施していない和紙の色彩を使用するもの又は当該区域内の案内に係るもの若しくは当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。） （２） 広告物に使用できる色数は、有彩色を１色までとし、合計３色以内とする。（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	はり紙	表示面積	１．５平方メートル以内
		表示個数	１営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計１０個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものを除く。）
		その他	（１） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 （２） 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
	はり札等	表示面積	１．０平方メートル以内
		表示個数	１営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計１０個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものを除く。）
		その他	（１） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 （２） 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
	立看板等	高さ	地上からの高さ１．２メートル以下
		表示面積	１営業所等当たり１．２平方メートル以内、かつ、１面０．６平方メートル以内

		大きさ	横１メートル以下
		表示個数	１営業所等につきはり紙、はり札及び立看板等の合計１０個以内（当該区域内の案内に係るもの及び当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものを除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

（イ） 東堀・西堀・古町通ゾーン

種類		基準	
全ての広告物等共通		表示又は設置禁止	（１） 非自家用広告物等（当該区域内の案内に係るもの又は当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りではない。） （２） 可変表示式広告物（１基につき０．５平方メートルを超えないものは、この限りでない。） （３） 投影広告物（当該区域に関連するおどり、まつりその他の催し等に係るものについては、この限りでない。）
		照明	（１） 点滅・回転する照明及び輝度が変化する照明を使用しないこと。（法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りでない。） （２） ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。（１基につき０．５平方メートルを超えないものは、この限りでない。）
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告	表示数	１面につき１広告内容（１広告主）であること。
		高さ	１０メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの３分の２以下 市道中央３－８０号線の道路中心線より南側の敷地に設置するもの 地上からの高さ４０メートル以下 市道中央３－８０号線の道路中心線から北側の敷地に設置するもの 地上からの高さ３０メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する１建物につき総表示面積３００平方メートル以内、かつ、１面あたり１００平方メートル以内 上記以外のもの 設置する１建物につき総表示面積３０平方メート

			ル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告	高さ	地上からの高さ１０メートル以下（自家用広告物等（ビル若しくは建物の名称又は店名及び社章若しくは店名ロゴに限る。）を除く。）
		表示面積	設置する壁面の面積の４分の１以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	（１） 壁面の端から突き出さないものであること。 （２） 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	（１） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 （２） 壁面に直接塗装する広告物としないこと。
	突出広告	表示個数	１壁面につき３個以内（自家用広告物等で、表示個数が新潟市屋外広告物条例施行規則別表２（２）条例第１０条第２項第１号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から２．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から４．５メートル以上
		道路への突出幅	１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電柱又は街灯柱等を利用するも	巻付広告及び直接塗装広告	表示個数	柱１本につき１個
		長さ	１．５メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	地上から１．２メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告	表示個数	柱１本につき１個
		長さ	１．５メートル以下
		突出幅	０．８メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から２．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から４．５メートル以上
		掲出方向	原則として道路の外側

の		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告塔又は広告板	野立て広告塔 野立て広告板	高さ	地上からの高さ６メートル以下
		表示面積	地上からの高さ２メートル以下３０平方メートル以内（１面１５平方メートル以内）
		その他	（１） 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 （２） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第６条第５号に規定するもの	アーチ広告	広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から３．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から５．０メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	アドバルーン	大きさ等	（１） 長さ１０メートル以下、幅１．５メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 （２） 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	つり下げ広告	表示面積	４平方メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から２．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から４．５メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	広告幕	大きさ	幅１．２メートル以下、長さ１５メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から３．５メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から５．０メートル以上
		その他	（１） 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 （２） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	懸垂幕	大きさ	布状のものの幅１．８メートル以下、長さ２０メートル以下
		表示面積	３０平方メートル以内
		個数	設置する壁面につき５個以内
		その他	（１） 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 （２） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	はり紙	表示面積	１．５平方メートル以内
		その他	（１） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 （２） 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
	はり札等	表示面積	１．０平方メートル以内
		その他	（１） けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 （２） 同じ内容のものを複数掲出しないこと。
	広告旗	大きさ	縦２メートル以下、横１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	立看板等	大きさ	縦２メートル以下、横１メートル以下
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

注１　これらの表において自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。

２　これらの表において管理用広告物等とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

３　これらの表において非自家用広告物等とは、自家用広告物等及び管理用広告物等以外の広告物等をいう。

４　これらの表において可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。

５　これらの表において投影広告物とは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物をいう。

６　これらの表において店名ロゴとは、店名を図形等に表したものをいう。

７　これらの表において地の色とは、文字や図形の背景となる部分の色をいう。

８　これらの表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、これらの表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。

（３）　５（１）及び（２）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の新潟市屋外広告物条例第６条に規定する規格は、それぞれの定めによるものとする。

ア　法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合

イ　市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

（４）　特別区域の変更に伴う広告物の規格等の経過措置

ア　変更後の新潟市景観計画により５（２）に定める規格が施行される日前に、新潟市屋外広告物条例の規定により許可を受けている広告物等の規格については、５（２）に定める規格にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間（当該広告物等のうち改修、移転又は除却が容易でないと市長が認める広告物等の規格については、当分の間）、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けている広告物等について同条例第４条第１項に規定する変更又は改造の許可を受けようとする場合は、この

限りでない。

イ　変更後の新潟市景観計画により５（２）に定める規格が施行される日前に適法に表示され、又は設置されている広告物等（アに規定するものを除く。）の規格については、５（２）に定める規格にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造（同条例施行規則第８条に規定する軽微な変更又は改造を除く。）をしようとする場合は、この限りでない。